

四
發行方法の適用
三
の法規の適
二
の法律及
一
の法律及び
發行規則の
省令第
平成二十九年
省令第
平成二十九年
財務省告示
國債の發行
債務省告示
○

（略）

六

口

イ
發

争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競I加場

いに關國財で利第別へはづるた運六つ定う額
て基する政八付一會平、き法め營億いにち面
、づるた運百国項計成額發律のに九て基、金
額き法め營五債のに二面行第公必千はづ財額
面發律のに十に規関十金し三債要六、き政で
金行第公必八つ定す九額た条のな百額發法九
額し三債要億いにる年で利第發財八面行第千
でた条のな三て基法度七付一行源十金し四億
九利第發財百はづ律予千国項のの五額た条円
百付一行源十、き第算五債の特確万で利第
九国項のの五額發四分百に規例保円六付一
十債の特確万面行十、五つ定にを、百国項
億に規例保円金し六、億いに關國財三債の
円つ定にを額た条特円て基する政十に規

五

口
イ

入価行争非者特国
札格行入価・別債
発競札格第参市
行争額発競I加場

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を圃別応ち
割内參募應
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申應りい

十 十 三 二	十 十 口 イ 一	九 八 發	振 額 最 替 額 單 面 位 金	八 行 込 格 金 額
の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 價 発	払 過 入 價 ・ 別 債 札 格 行 行	払 過 入 價 ・ 别 債 札 格 行 行	低 行 争 非 者 特 国 入 價 行	行
込 利 札 格 第 参 市 発 競 價	み 子 率 發 競 I 加 場 行 争 格 日	札 格 第 参 市 発 競 價	入 價 ・ 别 債 札 格 金	金
る 定 り 払 募 年	九 額 錢 額	平 す 額 の 振	五	千 万 九
° す 算 込 入 ○	錢 面 以 面	成 る の 記 替	万	十 円 千
る 出 金 決 、	金 上 金	二 ° 整 載 法	円	四 二
期 し 額 定 七	額 の 額	十 数 又 の		億 百
日 た に の パ	百 そ 百	九 倍 は 規		六 二
に 金 加 通 ।	円 れ 円	年 の 記 定		千 四
払 額 え 知 セ	に ぞ に	五 金 錄 に		年 度
い を 、 を ン	つ れ つ	月 額 は よ		百 億
込 第 次 受 ト	き の き	二 に 、 る		千 万
む 二 の け	百 応 百	よ 最 振		六 円
も 十 算 た	二 募 二	二 る 低 替		百
の 号 式 者	円 價 円	日 も 額 口		七
と に に は	四 格 四	の 面 座		十
す 規 よ 、	十 十	と 金 簿		五

二十九八七六十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限子以

初期利子

平成財務大臣から通知を受けた者
本面成銀金四百九円年月日
成子、支年月日
と三月
をそ払
額十支の期
月と二月
に三十
年う以し
年う以し
に三月
各及
月支び
月支び
間払九
月に期月
属に二十
お十
るい日

規下は期平成
定期定、が金と
する次そ銀額し、
号の行支次
期及翌休支
日び當業業
に第業日う算
つ十日式月
い六月にに二
て号支當日
同に払だり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{365}$